

# 山口県報

平成22年  
3月26日  
(金曜日)

## 目次

規則	1
山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則(人事課)	1
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課)	2
告示	2
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	2
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	2
保安林指定の解除(柳井市)(森林整備課)	3
解除予定保安林(山口市)(森林整備課)	3
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)	4
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	4
下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	4
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	4
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(交通規制課)	4
公告	5
国土調査の成果の認証(地域政策課)	5
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	5
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	5
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	5
土地改良区役員届出(農村整備課)	5
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	5
基本測量の実施(監理課)	5
一般競争入札の実施(技術管理課)	5

### 選管告示

直接請求に必要な有権者の数

公安委規則

山口県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件)

警備員等の検定の実施

公安委公告

一般競争入札の実施

漁調委告示

漁業法第六十七条第一項の規定による指示

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第十二号

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則

山口県職員日額旅費支給規則(昭和四十一年山口県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次のとおり」を「東京事務所職員等日額旅費」に改め、各号を削る。

第四条を削る。

第五条中「第三条」を「前条」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

第七条第二項中「及び第四条」を削り、同条を第六条とする。

第八条中「前各条」を「この規則」に改め、同条を第七条とする。

別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

- (経過措置)
- 2 改正後の山口県職員日額旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

**山口県規則第十三号**

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則（昭和四十九年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・六パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



**山口県告示第百三十三号**

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 計画の変更の内容

(一) 変更の要旨

- 山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域及び森林地域の一部を変更した。
- 変更に係る市町の区域

- 下関市、下松市、岩国市及び熊毛郡上関町の区域
- (三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり  
縦覧の場所  
山口県地域振興部地域政策課並びに係市役所及び上関町役場

**山口県告示第百三十四号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年三月二十六日から同年四月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社  
住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 セントラル硝子株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m <sup>3</sup> /日)	力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
四六一イ (二基)	八		平成二二、 五、六	平成二二、 一、二、二八	平成二二、 一、四	連 続 二四時間 変動なし

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
四六一イ (二基)	通	通	一六
	常	常	
	最	最	
	大	大	

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	"	七・五	通	通	五、八〇〇
八・九	"	八・三	最	最	
			大	大	六、八〇〇
			常	常	
			最	最	
			大	大	

山口県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。  
平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
柳井市阿月字赤木二五の二六
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。  
平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
山口市阿東篠目字奥叶一三一六の一五、一三一六の一八
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山口県告示第百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十二年度において県が発注する建設工事等(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。))に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。))及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。))の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 建設工事等

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。))

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)(のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。))

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

- 1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)(で、平成二十年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。))を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの
  - (1) 土木一式工事 九百
  - (2) 建築一式工事 八百
  - (3) 鋼構造物工事 七百五十
- 2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十三條第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築

関係建設コンサルタント」という。)(で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

(1) 経営規模

ア 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。))以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高

イ 審査基準日の属する事業年度の決算(以下「基準決算」という。))における自己資本の額

ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数

(2) 経営状況

ア 基準決算における流動比率

イ 基準決算における自己資本固定比率

ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率

(3) 職員の資格取得状況

(4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

(6) 環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関(平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)(持続性センターの認証及び登録の有無

(7) 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二條第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)(の策定及び届出の有無

(8) 会社の合併の有無

(9) その他の事項

申請日までの営業年数

(二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十三年三月三十一日までとする。ただし、七(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。))を知事に提出しなければならない。



(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 県外に主たる営業所を有する建設業者(以下「県外建設業者」という。)にあっては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント(建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。)にあっては登録証明書又は登録通知書の写し

2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあっては、営業所一覧表(別記第二号様式)

3 建築関係建設コンサルタントにあっては、公共測量等経歴書(別記第三号様式)

4 建築関係建設コンサルタントにあっては、技術者経歴書(別記第四号様式)

5 納税証明書(外国法人又は外国人にあっては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

6 個人にあっては、誓約書(別記第五号様式)

7 建設業者にあっては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し

8 建築関係建設コンサルタントにあっては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し

10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録を受けたものにあっては、当該認証及び登録を証する書面の写し

11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあっては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

(四) その他知事が特に必要があると認める書類  
申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十二年財務省告示第三号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参

加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第六号様式)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出  
競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第七号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日  
(二) 商号又は名称  
(三) 代表者の氏名  
(四) 営業所の名称、所在地又は電話番号  
(五) 県内の営業所の新設又は廃止  
(六) 代理人

七 その他

(一) 特定調達契約により平成二十二年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十二年中に平成二十三年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課(電話〇八三一九三三―三六二九)にすること。

別記

第1号様式（その1）  
（建設業者の場合）

受付番号
------

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

許可を受けている建設業	国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 知事	年月日	工業業 許可 号
	国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 知事		

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記

第1号様式（その2）  
（建築関係建設コンサルタントの場合）

受付番号
------

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

登録を受けている事業	建設コンサルタント 号	年月日	登録
------------	-------------	-----	----

貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 2 号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所			
名 称	許可を受けている建設業又は登録をを受けている事業	所 在 地	電話番号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計			

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
  - 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号の記載要領の6の表中の（ ）で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 3 号様式

公 共 測 量 等 経 歴 書

(公共測量等の種類)

注 文 者	元請又は下請の区別	公共測量等の名称	公共測量等を行う場所のある都道府県名	委託料の額 (消費税込み)	着 手 年 月	
					千円	完成(完成予定) 年月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月
					年 月	年 月

記入要領

- 1 この表は、公共測量等の種類ごとに作成すること。
  - 2 この表は、直前2年間の主な完了した公共測量等及び直前2年間に着手した主な未了の公共測量等について記入すること。
  - 3 下請に係る公共測量等については、「注文者」欄は直接注文した者の商号又は名称を記入し、「公共測量等の名称」欄は下請に係る公共測量等の名称を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

技 術 者 経 歴 書

(公共測量等の種類)

氏 名	生年月日	最終学校		法令による免許等		実 務 経 歴	経 験 年 月 数
		学校名	専攻 学科名	名 称	取得年月日		
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月
	年 月 日				年 月 日		年 月

記入要領

- 1 技術者は、公共測量等の種類ごとに区分し、各区分ごとに別業とすること。
  - 2 「最終学校」欄は、公共測量等に関するもののみについて記入すること（例… 大学土木工学科）。
  - 3 「法令による免許等」欄は、公共測量等に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記入すること（例… 建築士等）。
  - 4 「実務経歴」欄は、最近のものから順次記入し、純粋に公共測量等に従事した職種及び地位を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所  
氏名

(印)

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第 6 号様式 (その 1)  
(経常建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成			
員			
希望する工事種別			
希望する工事場所			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 6 号様式 (その 2)  
(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成			
員			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

## 第6号様式（その3）

(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称		登録を受けている事業	登録番号	登録年月日
構	商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
成				
員				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成22年3月26日 金曜日

山口県

(定期)

第2143号

## 第7号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 建設コンサルタント
変 更 事 項	/ 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成22年3月26日 金曜日

山口県

(定期)

第2143号

**山口県告示第百三十八号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 土地区画整理組合の名称

岩国市平田一丁目土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩国市平田五丁目二八番一六号

三 設立認可の年月日

平成十六年十月五日

四 変更の内容

事業施行期間を平成十六年十月五日から平成二十四年三月三十一日までとする。

五 変更認可の年月日

平成二十二年三月二十六日

**山口県告示第百三十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・二十六本村西山線

三 事業施行期間

平成十年十二月四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

下関市彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目及び彦島迫町六丁目

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・三十五宮の前線

三 事業施行期間

平成十年十二月四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

下関市彦島迫町四丁目及び彦島迫町五丁目

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・三十八長崎西山線

三 事業施行期間

平成十年十二月四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島迫町五丁目及び彦島迫町六丁目

**山口県告示第百四十号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

大島居守(5)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	名 字	名 地	番	標 柱	番 号

周	南	市	大	島	守	五の七九	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五の八七	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五の八七	三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五の八六	四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五の八六	五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五の七九	六

一 区域の名称  
下上横矢地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

周	南	市	大	島	守	一七三〇の一	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四四	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四一	三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四一〇の一	四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七三〇の五	五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七二九	六

**山口県告示第百四十一号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 河川の名称

- 綾羅木川水系楠乃川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十二年三月二十六日
- 三 廃川敷地等の位置  
下関市一の宮町二丁目一番一
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 一〇二・一四平方メートル

**山口県告示第百四十二号**

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十二年山口県告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中、「警察情報通信ネットワークシステム」を「警察情報通信ネットワークシステム 交通信号灯器」に改める。



**(七五) 国土調査の成果の認証**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防 府 市	平成二十一年五月十四日から平成二十一年七月十二日まで	防府市地籍簿	大字奈美の一部

美 称 市	平成十九年五月二十五日から 平成二十一年三月二十三日まで
美称市地籍簿	美称市地籍簿
東厚保町川東の一部	

二 認証年月日  
平成二十二年三月二十六日

(七六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年三月二十六日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ホームセンタージュンテンドー西岩国店  
所在地 岩国市多田一〇〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社ジュンテンドー 住 所 飯塚 正 代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 飯塚 正 代表者の氏名

株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十二年十一月十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、〇三八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数  
七三台

(二) 駐輪場の収容台数  
一七台

(三) 荷さばき施設の面積  
七六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
一九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
株式会社ジュンテンドー 午前八時 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十二年三月十二日

(七七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年三月二十六日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンターグッデイ長府店  
所在地 下関市長府才川一丁目六一六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
嘉穂無線ホールディング 福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六一 柳瀬 真澄  
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 ホームワイドプラス長府店	変更後 ホームセンターグック長府店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	イオン九州株式会社	イオン九州株式会社	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	嘉穂無線ホールディングス株式会社	—	嘉穂無線ホールディングス株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六一
—	—	—	柳瀬 真澄

四 届出年月日  
平成二十二年三月十五日  
五 変更年月日  
平成二十二年二月一日

(七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年十一月六日山口県公告(三四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十二年三月二十六日から同年四月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・モール周南、星プラザ  
所在地 下松市中央町二一番三号
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(七九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 就任した役員  
土地改良区の名 理事の別 氏名 住所  
防府市小野土地改良区 理事 藤井 康弘 防府市大字奈美八九六の三
- 二 退任した役員  
土地改良区の名 理事の別 氏名 住所  
防府市小野土地改良区 理事 原田 実 防府市大字奈美三〇五

(八〇) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の内容  
市町名 施行地区 事業の種類  
美祢市 牛明(奥)地区 ため池の整備
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年三月二十九日から同年四月十九日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



(八一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(地理識別子整備)

二 作業の地域

柳井市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十二年三月二十六日から同年十月二十九日まで

(八二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成  
七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

土木設計積算システム装置 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県土木建築部技術管理課、関係出先機関及び山口市熊野町地内

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号、以下「政令」という。)第百六  
十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使  
用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業  
務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並  
びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百二

百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ  
の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す  
る物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づき資  
格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び  
に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であるこ  
と。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十二年三月二十六日から同年五月十一日までの間のいずれの日においても  
業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受  
けていないこと。

(六) 平成十六年四月一日から平成二十二年三月二十六日までの間に、国又は地方公共  
団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含  
む。)に一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有しているこ  
と。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該  
者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部技術管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す  
る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金  
額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す  
る金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部技術管理課

- (三) 受領期限  
平成二十二年五月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年五月十一日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室
  - (二) 日時  
平成二十二年五月十一日午後二時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な書類を平成二十二年四月十六日午後五時十五分までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十二年四月二十六日までに発送する。
    - 1 入札参加資格確認申請書
    - 2 納税証明書
    - 3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
  - (五) 契約保証金  
免除する。

- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課(電話〇八三一九三三三三三六)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be rent: A set of Cost Estimation System for Public Works
- (3) Rental period: From July 1, 2010 to June 30, 2015
- (4) Installed place: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Construction Department and local agencies concerned, Yamaguchi Prefectural Government and within Kumano-cho, Yamaguchi City
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL.083-933-3636)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 10, 2010  
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., May 11, 2010)



山口県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十二年三月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、二六五
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二六八、八六八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	大島郡選挙区 二六八、八六八 熊毛郡選挙区 二六八、八六八 下関市選挙区 二六八、八六八 宇部市選挙区 二六八、八六八 山口市選挙区 二六八、八六八 萩市選挙区 二六八、八六八 防府市選挙区 二六八、八六八 岩国市選挙区 二六八、八六八 光市選挙区 二六八、八六八 柳井市選挙区 二六八、八六八 美祢市選挙区 二六八、八六八 周南市選挙区 二六八、八六八 山陽小野田市選挙区 二六八、八六八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	二六八、八六八
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二六八、八六八
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二六八、八六八
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二六八、八六八



山口県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第五号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則  
山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年山口県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別表猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の考査の成績の項の次に次のように加える。

年少射撃資格の認定のための講習会の考査の成績	合格発表の日から一月	警察本部生活安全部生活環境課
------------------------	------------	----------------

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第六号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「鉄道警察隊を」の下に「、刑事部刑事企画課に犯罪捜査支援室を」を加える。

第四条第二項生活環境課に関する部分中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例（平成二十一年山口県条例第三十六号）の施行に関すること。

第四条第三項刑事企画課に関する部分第十一号中「及び所」を「、所及び隊」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部宮野下警察官駐在所の項所管区の欄中「折本二丁目」の下に「、桜島五丁目」を加え、同表山口県宇部警察署の部新川交番の項の次に次のように加える。

宇部駅前交番	宇部市西宇部南二丁目	宇部市のうち西宇部南二丁目、西宇部南二丁目、西宇部南四丁目、大字東須恵(別に定める区域に限る。)、大字沖ノ戸、大字際波山の手町
--------	------------	---

表山口県宇部警察署の部宇部駅前交番の項を削る。

山口県公安委員会告示第十二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十六日

山口県公安委員会

表山口県柳井警察署の部大畠駅前警察官駐在所の項所管区の欄中「神代」を「のうち神代、大畠、遠崎」に改め、同部大畠警察官駐在所の項を削り、同表山口県周南警察署の部周南団地交番の項所管区の欄中「(柳沢、滑松ケ甲、都叶、落合、老郷地上、老郷地下及びびばりヶ丘に限る。)」を「(榑ヶ浜警察官駐在所の所管区を除く。)」に改め、同部福川警察官連絡所の項の次に次のように加える。

久米警察官連絡所	周南市大字久米
----------	---------

表山口県周南警察署の部榑ヶ浜警察官駐在所の項所管区の欄中「、平井、田中」を削り、同部久米警察官駐在所の項を削り、同表山口県宇部警察署の部八王子警察官連絡所の項及び則貞警察官連絡所の項を削る。

山口県公安委員会告示第十三号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年三月二十六日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
 

種別	級	受検定員
雑踏警備業務	二級	三十名
- 二 検定の日時及び場所
 

日	時	場	所
平成二二、六、三〇	午前九時から午後五時まで	山口市秋穂二島一〇六二番地	山口県セミナーパーク
- 三 受検資格
 

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
 

平成二十二年五月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 五 検定申請書の提出先
 

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- 六 提出書類
  - (一) 検定申請書
  - (二) 添付書類
    - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
    - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚



七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年三月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

交通信号灯器 五一九台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十二年六月三十日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

(三) 受領期限

平成二十二年四月三十日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十二年五月六日午後四時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成二十二年五月六日午後四時

七 入札保証金

免除する。

## 八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札  
 (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札  
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札  
 九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）（第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課（電話〇八三一九三三〇一〇内線五一六三）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 519
- (3) Delivery period: June 30, 2010
- (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. April 30, 2010 (In case of bringing a tender: 4:00 P.M. May 6, 2010)



## 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年三月二十六日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 大西 一治

## 一 指示の内容

殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合又は山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第五十条第一項の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

## 二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

## 三 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで